光市農地利用最適化推進委員募集要項

光市では令和５年７月１９日の現農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、農業に関する知識と熱意を持ち、農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適切に行うことのできる農地利用最適化推進委員を募集します。

１　募集期間
令和５年１月２５日から令和５年２月２４日まで
※推薦や応募人数が定数に満たない場合等は期間を延長することがあります。
延長した場合には、光市ホームページでお知らせします。

２　募集人数及び担当区域
１０人（各区域に１人）
①立野・小周防、②三井、③島田、④浅江、⑤光井、⑥室積・牛島、
⑦岩田・岩田立野、⑧三輪、⑨塩田、⑩束荷

３　主な業務内容
担当区域において、農業委員会の委員と連携した活動に従事します。
（１）　法令業務
ア　農地法（昭和２７年法律第２２９号）に基づく農地の権利移動や転用の許可等に関連する現地調査
イ　その他法令により義務付けられた事項に係る業務
（２）　農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針に対する意見、現地調査、指導及び監視業務
（３）　農業一般に関する調査及び情報提供や農業者からの相談業務等

４　任期
委嘱の日（令和５年７月下旬）から令和８年７月１９日まで

５　報酬
月額　３１，３００円

６　身分
非常勤の地方公務員（特別職）

７　募集方法
（１）　個人又は団体等からの推薦
（２）　個人による応募（自薦）

８　推薦を受ける人及び応募する人の資格
光市に住所を有することを原則とし、満２０歳以上で、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に熱

意と識見を有する人。ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。

（１）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人

（２）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（３）　法律上、推進委員と兼務を禁止されている職にある人

９　推薦及び応募の方法

光市役所内の農業委員会事務局窓口で推薦書・応募申込書用紙を受け取るか、光市ホームページから次の（１）の推薦書･応募申込書用紙をダウンロードし､必要事項を記入の上、募集期間内（土日祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までに光市役所内の農業委員会事務局まで持参又は郵送により提出してください（必着)。

（１）　提出書類

ア　推薦の場合・・・（様式第１号）光市農地利用最適化推進委員候補者推薦書

イ　応募の場合・・・（様式第２号）光市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

（２）　添付書類

推薦を受ける人､応募する人いずれも､本籍記載の住民票（発行後３月以内のもの）

１０　選任方法

光市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、法定要件・募集要件について考慮しながら選任することになります。

１１　その他

（１）　農業委員会の委員と推進委員に、同時に推薦、応募することはできますが、兼任はできません。

（２）　推薦を受ける人、応募する人については、資格に関する事項について、関係機関等へ照会をします。

１２　公表

推薦、応募された内容は住所、生年月日、電話番号を除き、募集期間中及び募集終了後に、光市ホームページ等で公表しますので、あらかじめ御了承ください。

１３　問い合せ先

〒743-8501　光市中央六丁目１番１号

光市農業委員会事務局（光市役所２階）

電話　0833-72-1502（平日８：30～17：15）